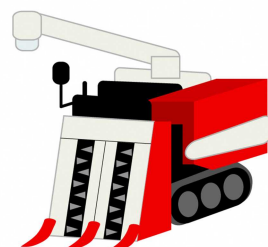


地域計画担い手支援事業補助金

農業用機械等の導入によって作業の省力化及び効率化を促進することにより、地域計画に位置づけられた農業者の経営の安定及び生産意欲の向上を図るため、補助金を交付します。



補 助 金 名	三春町地域計画担い手支援事業補助金													
補 助 対 象 者	三春町内に住所を有し、地域計画の目標地図に位置づけられた町内の農地を耕作する、次のいずれかに該当する者 ① 認定農業者 ② 認定新規就農者 ③ 1ヘクタール以上の経営耕地面積を有する農業生産組織等 ④ 1ヘクタール以上の経営耕地面積を有する個人農業者 ※上記の対象者は、町税を滞納していない者とする。													
補助対象経費	機械購入費・・・トラクター、田植機、コンバイン等の取得 ※1台の導入価格が50万円以上であること。													
補 助 金 額	<table><tr><td>補助対象者</td><td>補助率</td><td>補助上限額</td></tr><tr><td>認定農業者</td><td rowspan="3">10分の3以内</td><td rowspan="3">1,000,000円</td></tr><tr><td>認定新規就農者</td></tr><tr><td>農業生産組織等</td></tr><tr><td>個人農業者</td><td>10分の1以内</td><td>500,000円</td></tr></table>			補助対象者	補助率	補助上限額	認定農業者	10分の3以内	1,000,000円	認定新規就農者	農業生産組織等	個人農業者	10分の1以内	500,000円
補助対象者	補助率	補助上限額												
認定農業者	10分の3以内	1,000,000円												
認定新規就農者														
農業生産組織等														
個人農業者	10分の1以内	500,000円												
申 請 書 類	① 補助金交付申請書 ② 農業用機械等のカタログ及び見積書 ③ 経営耕地面積が確認できる書類（委託契約書等含む） ※様式は町のHPよりダウンロードできます。													

申 請 時 期	農業用機械等を取得する前に役場産業課に申請書類を提出してください。
交 付 決 定	適当と認めたときは、交付決定通知書により通知します。
交 付 請 求	購入が完了した時は、次の書類を提出してください。 ① 補助金実績報告書 ② 契約書（発注書） ③ 領収書 ④ 導入機械等の写真 ⑤ 補助金請求書
交 付	書類審査後に指定された口座へ振込みます。
留 意 事 項	① 農業以外への汎用性が高い農業用機械の導入でないこと。 ※運搬用トラック、パソコン、バックホー等は対象外。 ② 法定耐用年数が５年以上の農業用機械等であること。 ③ 機械の導入が単年度で完了すること。 ④ 当該年度において当該補助金の交付を受けていないこと。 ⑤ 国又は県から農業用機械等導入事業に係る補助金の交付を受けていないこと。

■申請・問合せ窓口

三春町役場産業課農林グループ（２階）

月～金 ８：３０～１７：１５ 土日・祝日除く

〒963-7796 三春町字大町1-2 ☎0247-62-2112

